

平成26年9月定例会 一般質問  
(2014年9月8日)

真木 大輔

挨拶

真木大輔

こんにちは。気がつけば夏も終わって、少し肌寒く感じる季節となりました。

ところで、私、こう見えても傷つきやすい性格ですので、くれぐれもセクハラやじなどはお控えいただきますようお願いいたします。済みません。

では、一般質問に入らせていただきます。まず、今回、件名3つございます。1つ目が小学生の遊び場、そして2つ目が交通安全、そして3つ目が選挙開票不正の防止についてでございます。

## 1. 小学生への遊び場開放について

- (1) 今年度の戸田市政策研究所の政策企画「子どもの居場所等に関する研究」の概要について。
- (2) 放課後子ども教室の中で、長期休業中を含めた校庭や体育館の遊び場開放を行ってはどうか。

### 真木大輔

まず、件名1、小学生への遊び場開放について質問させていただきます。昨年、こちらにつきましては6月議会において提案させていただいたものです。皆さん御承知のとおり、市内には子供の遊び場が少ないです。都市化が進んで空き地は少なくなり、そして公園ではボール遊びが禁止となっております。また、子供の遊び声に対する苦情も多いということで、子供にとっては窮屈な状況です。私たち大人には、子供に遊び場を提供する責任があるのではないかと考えます。子供の健全育成には授業以外での自由遊びが必要ではありますが、また子供も遊び場を求めています。私も先日、東部福祉センターにおきまして開催されています青少年の居場所を見学させていただいたのですが、そのときは月1回の開催にもかかわらず、その1回の開催を目的に子供たち四、五十人集まって、ボール遊びに熱中しておりました。

そこで、早速質問させていただきます。(1)今年度、戸田市政策研究所の政策企画として「子どもの居場所等に関する研究」というものがございますが、そちらの概要についてお聞かせください。

続きまして、(2)の放課後子ども教室の中での遊び場開放についてお伺いたします。現在、遊び場が足りてない現状におきまして、学校施設は貴重な空間であると考えております。安全面におきましても、そして防犯面、そして騒音などの面におきましても、子供の自由遊びに適している空間なのではないかと考えます。現在行われている校庭開放ですが、こちらは、子供が授業が終わった後に一旦帰宅しなければならないというもので、子供たちにとっては面倒であり、また、自宅までの1往復分だけ事故に遭う危険もあると考えます。また、校庭のみということで、雨の日には遊べないというような課題がございます。

月数回開催している放課後子ども教室というものがございますが、こちらは授業終了後にそのまま参加できる、イベント型の事業でございます。その枠内におきまして、校庭や体育館を利用した遊び場開放を実施してはということをご提案させていただきたいと思っております。そのような事業であれば、子供たちにとっては参加しやすいですし、また、自宅までの一往復分がないので安全です。そして、遊んでいるときにけがをした場合には保険が適用され、雨の日には体育館でも遊べます。また、遊び道具も用意されます。

さらに、こども青少年部に明確に責任の所在がされておりますので、学校側の負担もふえないです。そして、運営費の面におきましても、国や県から3分の2の補助があるとい

うような利点がございます。もちろん管理する人員が必要になるとは思いますが、現在の青少年の居場所のスタッフのような若い大学生の活用などができるのではないかと考えます。そこでお伺いたします。(2)放課後子ども教室の中で、長期休業中を含めた校庭や体育館の遊び場開放を行ってはいかがでしょうか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

### 梶山浩 政策秘書室長

1の小学生への遊び場開放についてのうち、(1)の子供の居場所等に関する研究の概要についてお答えをいたします。

今年度、政策研究所では、目白大学社会学部地域社会学科と「子どもの遊び場や居場所」をテーマとして共同研究を進めております。この共同研究の一環といたしまして、各世代の子供の遊び場や居場所に関する認識の違いを把握するため、先月8日に20歳から70歳未満の市民1,500人を対象といたしまして子供の居場所等に関する研究調査の調査票を送付し、ちょうど本日8日を回答期限としてアンケート調査を実施しております。このような状況から、調査結果は現在のところ申し上げられませんが、公園と学童保育室に関する希望や利用形態、遊び場環境の変化や放課後の過ごし方など、子供の遊び場空間に関することを主な調査項目としております。

以上でございますが、今後これらのアンケート調査についてクロス集計やデータ分析を行い、そこから得られた調査結果を踏まえた上で、本市の地域環境に即した子供の遊び場や居場所の創出に向け研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

### 三木由美子 こども青少年部長

1、小学生への遊び場開放、(2)放課後子ども教室による学校施設の遊び場開放についてお答えいたします。

小学生の遊び場としましては、小学生を対象に放課後の校庭を平日午後4時から午後6時まで開放しているほか、各公民館等で行っている青少年の居場所、ボール遊びができる青少年の広場などを開放しております。また、放課後子ども教室では、児童が放課後になるとそのまま直接学校内の余裕教室、校庭、体育館などに行き、地域のボランティアスタッフの参画のもと、学習やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動などを行っています。

昨年の御質問にありました、放課後子ども教室に係るモデル的な事業の実施については、これまで地域のボランティアスタッフの方——これはコーディネーターですとか安全管理員というふうな方々ですが——と協議を重ね、検討してまいりました。体育館の利用については、小学校の行事との兼ね合いもある中、利用が可能となるよう進めてまいりましたが、開催回数については人員の確保が難しく、大きな拡大には至っておりません。

青少年の居場所にかかわる大学生を中心とした若いスタッフを放課後子ども教室に登用し、開催回数を拡大することは、若いマンパワーの活用という観点では有効であると考えます。しかし、若いスタッフを今まで以上に集め、運営や安全管理に必要なスキルを習得させること、また現在の放課後子ども教室の地域のスタッフとの調整も必要であるなど、幾つかの課題もございます。

今後におきましては、以上のような課題の一つ一つをクリアするため、さらに内容の検討を進め、学期中の平日の実施に向けては教育委員会の協力を得ながら小学校やスタッフとも協議を重ねていき、実施へ向け取り組んでいきたいと考えております。

なお、放課後子ども教室の夏休みなどの長期休業中の実施につきましては、人員の確保がより難しく、安全安心な施設利用への対応など課題も多いものと考えております。

以上でございます。

## 真木大輔

どうもありがとうございました。

では、(1)に關しまして再質問いたします。先ほど、世代による遊び場に関する認識の違いを把握するということでしたが、そうしますと、大人にだけでなく、子供たちの声を拾うことも必要かなと思うのですが、その点に関していかがでしょうか。

## 梶山浩 政策秘書室長

子供の意見についてお答えをいたします。

政策研究所といたしましても、当事者である子供の意見や意識を本共同研究に反映させることが重要であると認識をしております。このため、先月 10 日に開催されました戸田市子ども会育成連合会主催の子ども会リーダー研修に参加された小学校 5 年生 34 名を対象といたしましてアンケート調査を実施いたしました。主な調査項目といたしましては、公園に欲しい遊具や公園利用での不安点など、公園利用に関すること、外遊びやボール遊び、放課後の過ごし方など遊び場に関することなどでございます。

現在、調査票を集計中でありますことから、暫定的な調査結果となりますが、公園利用の項目では、多くの子供たちが公園で自由に遊びたいと考えており、ブランコやジャングルジムを公園遊具として設置してほしいと考えているようでございます。また、遊び場の項目では、回答数の多い順に、雨の日でも遊べる場所が少ない、芝生広場のような寝転んだりできる場所などが少ない、ボール遊びなどができる場所が少ないという意見が自由回答欄への記載と合わせて多くあり、放課後の過ごし方は、塾などの習い事や自宅との回答が多い結果でございます。子供を対象としたこちらのアンケート調査も、1 回目で答弁をいたしました子供の居場所等に関するアンケート調査と合わせてデータ分析を行い、子供の意見を本研究に反映させてまいりたいと存じます。

以上でございます。

## 真木大輔

どうもありがとうございます。雨の日でも遊べる、そして芝生やボール遊びなどは子供たちの願いなのだと思います。

それでは、(2)に関しまして再質問させていただきます。学期中について、具体的にどのような内容での開催を目指しているのでしょうか、お伺いいたします。

## 三木由美子 こども青少年部長

子供の遊び場ということにつきましては、市内、公園は整備されておりますが、先ほど来出ていますボール遊びができないですとか、また地域によっては公園等が不足しているなど、子供の遊び場が課題となっていることは、まず十分認識しております。

現在の放課後子ども教室につきましては、地域の方、スタッフの方が内容等を検討しながら、月に1回ですとか、また週に2回行っているところも1つ学校はあるんですけども、大体月1回から月2回、3回という週1回のイメージのような形で現在行っているところであります。それにつきましても、地域の方々が集まって、子供たちのことを見守りながらやっているという今の事業形態からいっております。

今後、学期中の平日の放課後子ども教室の検討内容のイメージにつきましては、まずは体育館など週単位で複数日の開催を目指して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

## 真木大輔

どうもありがとうございます。では、ぜひお願いいたします。

1つ要望をさせていただきたいのですが、現在、放課後子ども教室の登録者が、一回家に帰ってから戻ってくるという者は受け入れてないそうなんです、特に低学年の子供たちが、おやつなどのために一回帰宅するというところもあるとのことですので、今後そのような、一旦帰宅した人の受け入れなども検討していただければと思います。よろしくお伺いいたします。

続きまして、長期休業中の話に移らせていただきます。先ほど課題として、人員の確保をということがございましたが、夏休み中や冬休み中であれば、大学生も少し時間に余裕があるのかなと思います。また、県内のほかの自治体でも長期休業中の放課後子ども教室の実施の例が少なからずございます。

そこで再質問させていただきます。今後の実施拡大の足がかりにすべく、長期休業中におきまして、まず少しだけでも開催できないかお伺いいたします。

## 三木由美子 こども青少年部長

今、議員おっしゃられましたとおり、他市でも先行して、特に午前中など開催しているところがあると聞いております。それらの内容についても確認して今後検討していきたい

と思いますが。といいますのも、長期休業中の実施には、やはりスタッフの配置、また小学校におけるプール教室や学習教室など行事との兼ね合いなど、いろいろな課題はあると考えております。そうした課題を一つ一つクリアしながら、最初は試行的に例えば実施していくなど、そういった形で検討してまいりたいと考えます。

以上です。

## 真木大輔

どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

今後このような事業を実施する上で、幾つか課題があると思っております。まず1つ目が、学童との連携、そして、現在の校庭開放で行っているように、未就学児を受け入れるかどうか、そのような運用面の課題があると思います。そして2つ目として、先ほどから話題になっておりますが、人材確保、そして職員さんの負担の増加も課題としてあると思います。しかし、遊べる場所が身近に欲しいという思いが、地域の方々の声でありますので、その課題等も含め、今後も事業拡大をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

## 2. 小学生の登下校時の交通指導について

- (1) 子どもの安全見守り隊と交通指導員の制度全般について。
- (2) 交通ルール遵守と交通安全教育の理念のもと、統一した交通指導を行うべきと考えるが、いかがか。

### 真木大輔

それでは、件名2に移らせていただきます。小学生の登下校時の交通指導についてでございます。こちら、市民の方から先日御意見をいただきました。交通指導をされている方が、交通ルールに即していない、また子供に安全確認をさせない指導をしているということで、まずいのではないか、そのような御意見をいただきました。忙しい中、ボランティアで参加されて、子供を守っておられるその御苦労には敬意を表するものなのですが、そもそも交通ルールにのっとっているか、また交通安全教育という点ではどうなのかという問題意識を持ちました。私も実際に現場を確認し、また市内のタクシー運転手から聞き取りを行いましたところ、人によって指導方法が異なっているようです。

望ましい交通指導方法はどのようなものかといいますと、まず1つ目が交通ルールの遵守です。そもそも交通ルール、道路交通法というものは、交通弱者の保護という原則にのっとっております。交通ルールを守る指導を行うことで、車を運転する大人に対しても弱者保護の啓発ができるのではないかと思います。

そして2つ目に、交通安全教育というものです。登下校時以外にも子供たちが自分で自分の身を守ると、そのようなことを教えていくことが必要ではないかと思います。そこで、配付させていただきました参考資料の①をごらんください。こちらは、子供の歩行中の死者数の推移をあらわしたものです。下のグラフ見ていただければわかりますように、登下校時に限りますと6歳から12歳、つまり小学生の歩行中の死者数が近年急増しております。また、上のグラフ、こちらは登下校中に限らない、全ての状況における歩行中の死者数ですが、こちらにつきましても6歳から12歳の小学生の死者数は近年増加しております。こういってはなんです、この少子化社会におきまして、子供の安全確保はなおさら大切なものではないかと思います。

続きまして、参考資料の2、裏面をごらんください。こちらは代表的な3つの場所での望ましい交通指導を説明させていただいたものです。まず、場所1をごらんください。こちらは幹線道路の交差点をイメージしているものです。横断歩道や信号機がある状況です。まず、交通ルール遵守に関しましては、歩行者用の青信号が点滅した場合には子供を横断させてはいけないということです。次に、交通ルールの2つ目といたしましては、車は横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者がいる場合は、横断歩道の前で一時停止しなければならないというものです。ということは、むやみに右左折車を優先してはいけないということです。交通安全教育の面におきましては、横断歩道を渡る前に子供をきちんと

と一旦停止させて、そして安全確認をさせるということです。その際、左右の確認だけではなくて、右左折で入ってくる車の確認もしっかりさせることが大切ではないかと思いません。

次に、場所2、こちらは一本道の道路における横断歩道のみの状況です。こちらにおきましても、交通ルールとしては、横断中または横断しようとしている歩行者がいる場合は、車は一時停止しなければならないということです。ということで、むやみに車を通してはいけないということです。交通安全教育の点におきましては、先ほどと同様、横断歩道を渡る前に一旦停止させて安全確認をさせるということです。最後に、場所3、こちらは路地裏の交差点をイメージしております。横断歩道がなく、そして信号機がない状況です。こちらに関しまして、交通ルールとしては、1つ目が、車は交差点に入る際、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならないというものです。そして、ルールの2つ目が、車は交差点またはその直近で横断歩道の設けられていない場所において、道路を横断している歩行者の通行を妨げてはならないというものです。

御意見があったのは、実はこのような状況の指導でした。そこにおきまして指導員の方がむやみに車をとめていたということです。この道交法を見ればわかりますように、通行している状況以外におきましては、車をとめてはいけないということです。そして、安全教育の面におきましては、きちんと左右確認をさせるということです。このような望ましい指導方法は場所によって異なっておりまして、なかなか理解は難しいのかなと思います。

そこで質問をさせていただきます。(1)子供の安全見守り隊と交通指導員の制度全般についてお伺いいたします。(2)交通ルール遵守と交通安全教育の理念のもと、統一した交通指導を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお伺いいたします。

## 山本義幸 教育部長

件名2、(1)子供の安全見守り隊と交通指導員の制度についてお答えいたします。

まず、子供の安全を見守ってくださる方についてですが、PTA、町会、学校応援団それぞれの団体において分担を決めて実施をさせていただいております。また、このほか校区によっては、地域の中で自主的に見守り活動に御協力くださる方もいらっしゃいます。

次に、交通指導員についてでございますが、本市では、児童生徒の登校時及び下校時の安全確保のための業務を委託しております。登校時47カ所、下校時に25カ所に登下校の時間帯に係る午前7時半から午前8時半、午後2時半から午後3時半を基本とし、交通指導員の配置をいたしております。

(2)統一した交通指導を行うべきと考えるが、いかがかについてお答えいたします。

統一した交通指導については重要なことであると考えております。交通指導員につきましても、業務を委託しておりますので、仕様書の中に交通法規の習得や緊急事態発生時の適切な対応等について指導するよう明記しており、研修も実施されているところでございます。また、一部の学校では、PTAや町会、学校応援団の方々が学校に集まった際に、

安全教育担当の教員から交通安全や交通ルールについて話をする機会を設けております。しかし、交通指導の指導方法につきましては、教育委員会や学校から研修会を行ったり、指示をしたりすることは現在しておりません。

以上でございます。

## 真木大輔

ありがとうございます。

それでは、(1)に関しまして再質問させていただきます。現在、そのボランティアの方々について、どのような方々がどのような場所で指導を行っているか把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

## 山本義幸 教育部長

P T A、町会、学校応援団については、場所も含め、御協力をいただいていることを各学校で把握をしております。また、このほかの個人で御厚意により御協力いただいている方がいることは承知をしておりますが、特定することが難しく、全ての把握はし切れない状況でございます。

しかし、今後は可能な限り情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

## 真木大輔

ありがとうございます。では、よろしくお伺いいたします。

続きまして、(2)につきまして再質問いたします。そのボランティアの方々につきまして、統一した交通指導を行っていただけるように、リーフレットなどを作成してはいかがでしょうか。

## 山本義幸 教育部長

ボランティアで御協力いただいている方々へは、場所によっては車や子供たちの誘導に苦慮することも考えられますので、御提案のございましたリーフレットのようなものがあれば、ボランティアの方々が交通安全指導を行うに当たり、大変有効であるというふうに思います。今後、道路交通法にかかわる部分もございますので、関係機関との連携を図りながら、リーフレット作成について検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

## 真木大輔

どうもありがとうございます。では、そのリーフレットを活用して、現在その把握し切れていない方々、そして今後協力してくださる方々へも啓発のほうをぜひよろしくお願い

したいと思います。

### 3. 開票作業における不正行為の防止について

(1) 不正防止のために取り組んでいることは何か。

(2) 不正防止を徹底するために、以下の2点を提案する。

① 開票参観席に、一連の開票作業の説明図を貼付してはどうか。

② 開票所に、開票作業を記録するビデオカメラを設置してはどうか。

#### 真木大輔

それでは、件名3に移ります。件名3、開票作業における不正行為の防止についてでございます。こちら報道などで皆さん御存じのように、香川県の高松市におきまして、選挙管理委員会事務局職員らによる票の不正操作がありました。実は、この高松市におきましては、過去に3度の開票ミスがあったそうです。そして2013年の7月、参院選の開票時に票の不正操作がありました。その後、内部告発や有権者からの抗議があったものの、事実を認めない一方で、保管している票を改ざんしました。検察による捜査の末、6人が起訴され、現在裁判中でございます。

この不正操作の詳細を少し述べさせていただきますと、開票作業中の途中点検で票数が合わないことが判明しました。そこで、白票の二重集計などで不正に票を調整しました。その後、ある候補者の有効票が見つかったのですが、つじつまを合わせるために未集計のまま段ボールにこん包しました。結果的にその候補者の得票はゼロになり、これが不正発覚のきっかけとなりました。高松市のこれを受けた不正防止策ですが、先月末行われた香川県の知事選におきまして、全体を監視する職員の配置、そして監視や記録用のカメラ2台の設置、さらに計算係や整理係のチェック機能強化などがその防止策としてとられました。

実は、これは高松市だけで起きたものではなく、ほかの自治体でも開票の不正やミスが起きております。例えば、福岡県の飯塚市では、高松市と同じ昨年の参院選におきまして、組織票を投じたはずなのに得票数が1票だったとして、団体が提訴を検討しているという報道がございました。東京都の国分寺におきましては、一昨年の衆院選におきまして、500票を別の候補者の得票としてカウント、さらに得票者数の数値の誤認があったということです。その他の選挙におきましても不正を訴える声は幾らかあるようです。日本に限らず、アメリカやロシアでも大統領選挙における不正があったとされております。開票への不信感を市民に抱かせないためにも、より一層の公正な開票を行うべきと考えます。

そこで、質問をさせていただきます。(1)不正防止のために取り組んでいることは何でしょうか。

続きまして、(2)について質問をさせていただきます。不正防止を徹底するためには、監視機能を高める必要があると考えております。現在、監視の役割を持っておりますのは、

選挙管理委員会の委員3名ほどということです。しかし、この3名ほどで十分に機能しているとは限りません。選挙立会人という方々もいらっしゃいますが、立会人の方に配付する、【資料の提示】このような資料を見ましても、立会人の職務は票の確認でございまして、監視の役割はありません。また、立会人を経験された方、複数の方にお話を伺いましたところ、票の確認に追われて、全体を監視する余裕はないということでした。

そこで、監視機能を高める一つの方法として、参観者、つまり見学に来ている方を活用してはどうかと考えます。私も参観をさせていただいたことがありますが、現状そのような開票所でどのような作業が行われているかというのは、いまいわからない状況です。

そこで提案させていただきます。①開票参観席に一連の開票作業の説明図を張りつけてはいかがでしょうか。そして②、これは高松市と同様、開票所に開票作業を記録するビデオカメラを設置してはいかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

### 吉川友生 行政委員会事務局長

3の開票作業における不正行為の防止について、(1)、不正防止のために取り組んでいることは何かについてお答えいたします。

本市における各種選挙の開票時には、選挙管理委員会から任命された市職員が開票事務従事者といたしまして開票事務に従事しております。本市の開票事務従事者数は、国政選挙におきましては100名程度、その他の選挙におきましては80名程度の市職員で対応しておるところでございます。

これら開票事務従事者につきましては、一人一人に的確かつ公正な開票作業の執行が求められますことから、全開票事務従事者を対象に事前説明会や打ち合わせを行っております。その中では、どんな用件があっても勝手に開票所を離れないこと、書き損じの点検小票は開票終了まで机の隅に整理をしておくこと、私語を慎むこと、必要な場合以外は筆記用具を持たないこと、ポケットに手を入れたり、不審と見られるような行動を慎むことなど、開票中の開票事務従事者が特に注意すべき事項を重ねて周知徹底しておるところでございます。

また、各種選挙の開票時には、公職選挙法において定められた開票立会人にも立ち合っただけでございまして、開票立会人につきましては、開票事務に参加し、候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から、開票事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して開票の公正を確保する責務を有しております。開票立会人に対しましても、事前に説明会を実施し、開票立会人の有する性格や職務、注意事項等を説明し、開票の公正確保を図っております。

次に、(2)の不正防止を徹底するための2点の提案の①開票観覧席に一連の開票作業の説明図を貼付してはどうかについてお答えいたします。

各種選挙の開票時には、参観人席を設けまして開票作業を公開しております。参観人席

につきましては、該当する選挙の選挙人名簿に登録されている人が開票作業を参観することができるよう設けており、本市における参観人の制限人数は100名となっております。現状では、開票作業における各係の名称が参観人からもわかるように、各係の作業台等には係名を明示した下げ札を取りつけております。

今回、議員の御提案を受けまして、参観人にも開票作業の内容や流れがよりわかりやすくなるよう、各係の作業内容の説明文や作業の流れを記載した開票所の配置図を作成いたしまして、参観人席の机の上等に提示をさせていただくことを考えてまいりたいと思いません。

なお、開票時には、報道関係者席を会場中ほどの入り口付近に設けまして、開票作業の全体を見渡せる位置での公開と取材を認めておりまして、これも不正防止の一つと考えております。報道関係者席につきましては、特に定員などはございませんが、各種選挙において3社から5社程度の取材がございます。

次に、②開票所に開票作業を記録するビデオカメラを設置してはどうかについてお答えいたします。

開票作業を記録するビデオカメラの設置についてでございますが、今回の高松市のビデオカメラの設置は票の不正操作といった、あってはならない事態を受けての不正行為の抑止や開票作業の検証、信頼回復のための異例の措置と認識しております。

本市におきましては、先ほど述べました開票立会人や開票事務従事者への周知徹底によりまして、開票作業の公正確保は十分なされているものと認識しております。しかしながら、一方で、今回の一件によって選挙の開票事務に対する一般的な信頼が大きく損なわれたことは確かでございます。高松市のビデオカメラ導入後の動向を注視しつつ、今後の導入検討に向けて調査研究を行っていく必要もあると感じておるところでございます。ビデオカメラ導入の是非につきましては、最終的には選挙管理委員会にお諮りして決定することとなります。そのため、担当といたしましては、今後の高松市の動向や近隣自治体の動向もあわせて注視しつつ、導入の是非について選挙管理委員会にお諮りするための調査研究を行ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

## 真木大輔

ありがとうございます。

では、その導入に向けての調査研究とは具体的にどのようなものでしょうか。

## 吉川友生 行政委員会事務局長

調査研究につきましては、選挙管理委員会にお諮りする場合の前段階としての下調べや準備となります。内容といたしましては、まず、今回の高松市における開票時のビデオカメラ導入後の検証結果等を把握し参考とすることがございます。また、開票時にビデオカ

メラを導入、運用するのに当たりましては、ビデオカメラの運用要領や基準といった一定のルールに基づく運用が必要となりますので、そのための資料収集を行うことなどを考えております。

## 真木大輔

ありがとうございます。

確におっしゃいますように、運用面での研究は必要だと思いますが、監視カメラ導入による効果ですね、先ほど最初の御答弁にもありましたが、抑制効果、そして記録する、そして市民の信頼を回復するというような効果はとても大きいのではないかと思います。また、お金の面、もしかしたら心配があるかもしれませんが、ほかの部署の三脚つきのカメラなど借りることもできるかなと思いますので、その点も考えていただければと思います。

では、続きまして再質問をさせていただきます。導入決定に際しては選挙管理委員会にお諮りするとのことでしたが、どれぐらいの時期を想定しているのでしょうか。

## 吉川友生 行政委員会事務局長

具体的な導入時期につきましては、今のところいつからということにはちょっと想定しておりませんが、選挙執行をめぐる今後の社会的な情勢等を見きわめながら、選挙管理委員会に対しまして導入についてお諮りすることができるよう、十分に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 真木大輔

ありがとうございます。

では、続きまして、監視カメラが導入されるまでの方策について提案させていただきたいと思います。

ほかの自治体の開票不正や開票ミス事例を見ましても、そのようなことが最も起こりやすいと思われるのが、そのバーコードを読んで票をカウントする計算係、また、その計算が終わった後、候補者ごとにテーブルに並べて、それを段ボール箱にこん包する整理係、その計算係と整理係付近が不正の起こりやすい場所だと思います。実際に高松市が今回とった不正防止策もチェック機能を高めたのは、その計算係、そして整理係ですし、また、監視カメラで撮影していた場所も、その計算係と整理係がメインであったということです。

そこで再質問させていただきます。現在、監視役として選挙管理委員の方がいらっしゃいますが、それらの方々に事前にその旨を説明して、開票のときに計算係や整理係付近の重点的な監視をお願いすることはできませんでしょうか。

## 吉川友生 行政委員会事務局長

今、御質問のございました選挙管理委員による監視ということは可能だとは考えますが、議員おっしゃる計算係や整理係、そこにつきっきりというわけにはいきませんので、巡回的な監視、これを委員のほうにお願いしてまいりたいと考えます。

なお、選挙の開票につきましては、迅速さの確保はもちろんですが、何よりも正確で公正な作業が最優先に要求されるものでございます。そのような中、今回の高松市の一件は、これまで公正な選挙執行に尽力してきました関係者に対する信用を大きく失墜させるものだと考えます。選挙事務担当といたしましては、今後も選挙事務従事者に対する綱紀粛正を図りまして、選挙執行におけます公正の確保に、より一層努力してまいり所存でございます。

以上でございます。

## 真木大輔

どうもありがとうございます。

では、その監視につきまして、例えば全体的な監視役と、あとは重点的な監視役の分担を決めるなどの対応もできるかなと思いますので、その点の検討は要望させていただきたいと思います。

人のミスは起こり得るものですが、そうであっても決して票の不正操作はあってはならないと考えております。ぜひその点踏まえまして、今後も公正な選挙の執行をお願いしたいと思います。

それでは私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。